

## 特集《地方自治体の知財への取組み》

## 山形県の知的財産への取組み

山形県文化環境部学術振興課

## 1. はじめに

山形県では、平成18年3月に、科学技術分野において取り組むべき政策の基本方針とその推進方策を示す「やまがた科学技術政策大綱」（以下「大綱」という。）を策定しました。この大綱を通じて、本県の科学技術関連施策が的確かつ総合的に推進されるとともに、県民、企業、大学、行政等のそれぞれにおいて、科学技術の重要性についての認識が一層深まり、組織・機関の枠を超えた横断的な連携・協働が促進され、相乗効果が発揮されることを目指しています。

大綱では、「知的財産の戦略的な創出・活用の促進」を推進方策の一つとして掲げ、県内企業等における「知的創造サイクル」の総合的な支援を行い、本県産業等の振興を図っていくこととしています。

今回は、大綱に基づき実施している本県の知的財産に関する取組みについて紹介します。

## 2. 知的財産に係る山形県の現状

本県の製造業は、事業所数3,428事業所、従業者数は112,472人、製造品出荷額等は、2兆8,692億円となっています（「工業統計調査」（経済産業省H17））。製造品出荷額等の業種別構成比をみると情報通信機械器具、電子部品・デバイス、一般機械器具、食料品の4業種で約6割を占め、当該業種の比率が高いことが特徴となっています。

事業所数、従業員数、製造品出荷額等の規模的指標はいずれも東北では、福島県、宮城県に次いで3番目

表1 東北各県の特許出願・登録件数（平成18年）

	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島
特許出願件数	155	303	1,220	188	293	288
全国順位	46位	35位	17位	43位	37位	38位
特許登録件数	59	76	369	47	162	119
全国順位	41位	37位	21位	44位	33位	35位

表2 本県の特許以外の知的財産権の出願・登録件数（平成18年）

	実用新案出願	実用新案登録	意匠出願	意匠登録	商標出願	商標登録
出願・登録件数	50	62	46	49	295	202
全国順位	34位	29位	39位	36位	41位	40位

出典：特許庁「特許行政年次報告書 2007年版」

となっています。

本県の平成18年の特許出願件数は、全国37位、東北では宮城県、岩手県に次ぐ3番目となっています。また、出願件数293件のうち、約200件が企業による出願となっており、そのうち上位4社で企業による出願の約4割（県全体の出願の約3割）を占めています。

次に、製造業を中心とした県内企業の知的財産担当人材の状況（図1）を見ると、4分の1の企業が「必要性がないのでいない」、3分の1の企業が、「必要性を感じるがいない」と回答しており、合わせて知的財産担当者のいない企業が全体の6割を占めています。

知的財産担当人材について、「必要性がないのでいない」としている企業が4分の1あることから、県内産業界において知的財産の重要性や必要性について認識してもらう必要があります。このためには、まず、企業経営者等マネジメント層に知的財産経営の重要性に関する意識啓発を行い、知的財産の意義を広く周知し、知的財産を戦略的に創造、保護する経営への転換を促進していく必要があります。

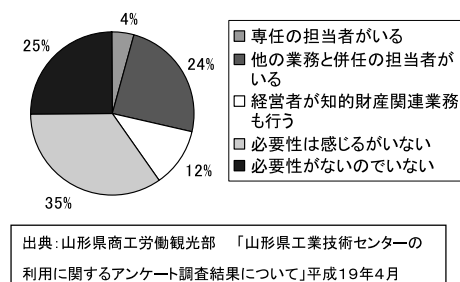


図1 知財担当人材の状況

## 3. 山形県の公設試験研究機関の機能強化に向けた取組み

県では、平成15年度と16年度に「山形県試験研究機関機能強化基本戦略」と「同Ⅱ」を策定し、①外部委員による研究評価と部局を横断した予算調整の実施、②専門的立場からの助言を行うアドバイザーボードの設置、③先端的研究機関等への派遣等による研究者の資質向上、④県有特許管理の一元化による迅速性の確保や外部有識者からの専門的意見を踏まえた知

的財産の戦略的な管理・活用など、県試験研究機関の機能強化に向けた様々な取組みを行っています。

その中で、平成19年度は、試験研究機関の研究成果を権利化する場合等において、より一層戦略性を持って活用していくため、「山形県試験研究機関における知的財産出願等に係る取扱基準（仮称）」の策定を進めています。

また、試験研究機関では、自ら知的財産を創出する以外にも様々な業務を行っています。本県の製造業と最も密接な関係がある山形県工業技術センターの利用に関するアンケート調査結果（表3）を見ると、県内企業が最も期待しているのは「技術相談」となっており、平成18年度は、約7,800件の技術相談・指導を行っています。

本県では、企業のニーズに応えるため、引続き、技術相談・指導に力を入れていくこととしています。知的財産の創出、保護、活用の好循環（知的創造サイクル）を生み出していくためには、このような企業に対する技術相談・指導の機会を活用していくことが重要と考えています。そして、従来の技術相談・指導に加え、知的財産の戦略的活用も含め、適切な指導・助言ができるよう更なる機能強化を図っていく必要があると考えています。

このように知的財産についても指導・助言できる体制を構築していくためには、試験研究機関の研究者の知財マインドの向上が不可欠であることから、平成19年度は、公設試験研究機関研究者を対象としたセミナーや講演会を開催し、研究者の意識の向上を図っているところです。

表3 利用したい工業技術センターのサービス

業務名	順位			点数	割合
	第1位	第2位	第3位		
技術相談	59	66	43	352	26.2%
依頼試験	68	51	35	341	25.4%
設備使用	36	30	34	202	15.0%
情報提供	25	19	44	157	11.7%
研究開発	22	33	20	152	11.3%
人材育成	25	21	22	139	10.3%
総計	235	220	198	1,343	100.0%

点数：1位⇒3点、2位⇒2点、3位⇒1点

参考：山形県商工労働観光部 「山形県工業技術センターの利用に関するアンケート調査結果について」平成19年4月

#### 4. 日本弁理士会との協定

中小企業の多くは、「単独では独創的・革新的な技術を生み出し続けるのは困難」、「十分な先行技術調査を行う資源を有していない」、「模倣品に対処できない」、「紛争が起きてしまったら対処できない」と言わ

れています。しかし、現実問題として、中小企業において知的財産関連人材の育成を進めようとしても、企業内部での育成は困難なことから、関係機関による支援が不可欠であると言えます。

このような背景のもと、県では、本県における知的財産に関する意識の啓発、スキルアップを目指して、平成18年10月に日本弁理士会と「知的財産の活用による地域の活性化と産業の振興のための協力に関する協定」を締結しました。

この協定を受け、「知的財産タウンミーティング in 山形」を開催（参加者数約140名）し、知的財産制度を活用している山形県内外の中小企業経営者による実体験の話や、日本弁理士会知的財産支援センター支援員による「特許制度」を分かりやすく説明した寸劇などにより、知的財産の重要性を啓発しました。また、県内の企業・大学・金融機関・公設試験研究機関等の研究開発、知的財産関係者を対象に、企業活動において知的財産を有効に活用できる実践力の養成を目的とした「知的財産セミナー」を村山地域にて開催しました。平成19年度は、庄内地域で同様のセミナーを実施中であり、平成20年度は置賜地域で実施を予定するなど、県内各地で順次開催していくこととしています。

#### 5. 山形県における知的財産関連人材育成のための施策

研究者、技術者、経営者のみならず、次代を担う人材の裾野を広げていく必要があります。最近、子どもたちの「理科離れ」が指摘されています。そこで、本県では、学校や地域の子供会等の依頼に応じて科学に関する知識を持つ人材を派遣する「サイエンス・ナビゲーター派遣事業」や、各試験研究機関において開催する「夏休み親子科学教室」を実施していくとともに、平成19年度は、理工系大学生の企画による中学生・高校生と科学者が語り合う場（「やまがたサイエンスカフェ」）の運営支援を新規で実施しています。こうした事業により、小中高生の科学技術への関心を高めながら、知的財産に対しても興味をもってもらえるよう啓発していくこととしています。

#### お問い合わせ先

山形県文化環境部学術振興課科学技術政策担当  
 TEL：023-630-2312 FAX：023-630-2051  
 E-mail：gakujutsu@pref.yamagata.jp